

畑作物共済における平成26年産のそばの単位当たり共済金額の算 定要領について

平成26年4月1日
25 経営 第3965号
農林水産省 経営局長
知 事 宛

経営所得安定対策の見直しが平成26年産のそばから適用されることに伴い、「畑作物共済における平成26年産そばの単位当たり共済金額の算定要領」を別添のとおり定めましたので、御了知の上、貴管内農業共済組合等への周知及び指導をよろしくお願いします。

【別添】

畑作物共済における平成26年産のそばの単位当たり共済金額の算定要領

1 目的

そばの単位当たり共済金額は、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第1の1の（1）の畑作物の直接支払交付金（以下「交付金」という。）の交付を申請し、かつ、その交付を受ける者（共済事故によって生じた損害その他の組合員等（農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第12条第1項の組合員等をいう。以下同じ。）の責めに帰することができない事由により当該交付金の交付を受けることができない者を含む。以下「交付農業者」という。）と交付農業者以外の農業者とを区分して定めているところであるが、平成26年産のそばについては、農産物検査（農産物検査法（昭和26年法律第144号）の規定による農産物の検査をいう。以下同じ。）を受けないそばが交付金の交付対象から除外されることから、組合員等ごとの単位当たり共済金額の算定を適切に行うことを目的として、その具体的な算定方法等を定めるものである。

2 単位当たり共済金額

共済引受時において交付金の交付を申請すること（又は交付を申請する予定であること）が確認できた農業者については、農産物検査を受けるものとして、交付農業者の単位当たり共済金額を適用する。

3 単位当たり共済金額の再計算

当該年産の農産物検査の終了後、組合員等ごとにそば品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写し等）により農産物検査を受けた数量（以下「検査数量」という。）を把握し、当該検査数量と出荷数量等調査による収穫量を比較し、農産物検査を受けなかった数量（種子用及び自家用等に供するもの並びに組合員等の責めに帰することができない事由により農産物検査を受けることができなかったものを除く。以下「未検査数量」という。）が判明した場合は、次の

①及び②により組員等ごとの単位当たり共済金額を再計算する。

① 単位当たり共済金額の再計算式

$$\frac{(q_1 \times p_1 + q_2 \times p_2)}{q_1 + q_2}$$

q_1 は、検査数量

p_1 は、交付農業者に適用されるそばに係る単位当たり共済金額

q_2 は、未検査数量

p_2 は、交付農業者以外の者に適用されるそばに係る単位当たり共済金額

② 未検査数量に適用する単位当たり共済金額

未検査数量に適用する単位当たり共済金額は、次の(ア)又は(イ)のとおりとする。

(ア) 組合等（法第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）が、農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号。以下「規則」という。）第33条の15第3項の規定により単位当たり共済金額を組員等が選択すること（以下「個人選択」という。）を認めていない場合

組合等が、同条第1項又は第2項の規定に基づき共済規程等で定めている交付農業者以外の者に適用される単位当たり共済金額（以下「組合等選択金額」という。）

(イ) 組合等が共済規程等で、個人選択を認めている場合

組合等が共済規程等で定めている交付農業者以外の者が選択できる単位当たり共済金額（組合等選択金額を含む。以下「交付農業者以外の共済金額」という。）のうち、当該共済規程等で定めている交付農業者が選択できる単位当たり共済金額（規則第33条の15第1項又は第2項の規定に基づき共済規程等で定めている交付農業者に適用される単位当たり共済金額を含む。）のうちから選択されている金額（以下「交付農業者選択金額」という。）の直近下位の金額（交付農業者以外の共済金額のうちに交付農業者選択金額と同額がある場合には当該金額、下位の金額がない場合には直近上位の金額）

4 単位当たり共済金額の再計算に伴う引受変更等及び組員等への周知

3により単位当たり共済金額を再計算した場合にあっては、再計算した単位当たり共済金額により引受変更を行い、当該引受変更に伴う共済掛金の一部返還を行うとともに、すでに共済金が支払われている場合は、共済金の一部返還を求めるものとする。

ただし、当該引受変更等については、経営所得安定対策の実施に伴う農業災害補償制度の運営について（平成23年10月21日付け23経営第2015号農林水産省経営局長通知）の記の1の(2)のウに基づく交付金の交付の有無の確認による引受変更と併せて行うこととする。

また、この旨をあらかじめ組員等に周知しておくものとする。

5 引受要綱、損害評価要綱等との関係

当該年産のそばの取扱いについては、この要領に定めるもののほか、畑作物共済引受要綱（昭和54年4月3日付け54農経B第933号農林水産省経済局長通知）、畑作物共済損害評価要綱（昭和54年4月23日付け54農経B第1018号農林水産省経済局長通知）、その他の畑作物共済（そば）の業務に関する通知の定めるところによる。